

## 日之影町移住者居住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、町外からの移住者に対して町内における住宅確保等を支援し、本町への移住定住の促進と地域活力の向上を図るため、その必要な費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、補助金等の交付に関する規則（昭和44年日之影町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として永住の意思をもって居住し、5年以上継続して本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
- (2) 移住者 転入前3年以上他の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されていた者で、本町に転入しようとするもの又は転入後1年を超えていないものをいう。なお、町内での活動の後に定住が見込まれる「地域おこし協力隊」等の任期中の活動期間については、その期間を除外する。
- (3) 空き家 日之影町空き家情報バンク制度要綱（令和3年日之影町告示第73号）第4条の規定により日之影町空き家情報バンク（以下「空き家情報バンク」という。）に登録された物件で、現に居住の用に供されていない家屋をいう。
- (4) 既存住宅 2親等以内の親族が町内で居住している住宅をいう。
- (5) 所有者等 家屋に係る所有権その他の権利を有する者をいう。
- (6) 改修 家屋の機能、安全性、居住性等を維持向上させるために行う修繕、補修、増改築、設備の更新等の工事をいう。
- (7) 子育て世帯 移住者のうち夫婦どちらかの年齢が40歳未満、又は中学校修了前の子どもを養育し同居（配偶者が妊娠中の場合を含む。）している世帯をいう。
- (8) 同居 2親等以内の親族が居住する住宅で居住すること又は2親等以内の親族が居住する住宅と同一若しくは隣接する敷地内で居住することをいう。
- (9) 町内業者 町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住者又は所有者等とする。ただし、移住者にあつては次に掲げるすべての要件を、所有者等にあつては第4号から第6号及び第8号から第10号を満たすものとする。

- (1) 本町に定住する意思があること。
- (2) 職務上の転勤又は出向等で一時的に転入する者でないこと。
- (3) 福祉施設等へ入所するために転入する者でないこと。

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯でないこと。
- (5) 補助対象者及び世帯員に住民税等の滞納がないこと。
- (6) 補助金の交付決定前に原則として事業着手していないこと。
- (7) 居住する地域の慣習に従い、自治公民館活動等に参加し、地域住民と協調することができる者であること。
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助金及び日之影町移住定住奨励金交付要綱（平成24年日之影町告示第4号）並びに日之影町住宅新築・リフォーム定住促進事業補助金交付要綱（平成29年日之影町告示第78号）に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (9) 補助対象者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が交付対象者として不適当と認める者でないこと。

2 前項の規定に関わらず、2親等内の親族間での取引による移住者又は空き家の所有者等は補助金の交付を受けることができない。

（補助対象事業等）

**第4条** 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率及び限度額は別表第1に掲げるとおりとする。ただし、この要綱による補助金の交付は、同一申請者又は同一物件につき1回を限度とする。

2 補助金の交付を申請する日の属する年度内に対象事業が完了するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は補助の対象としない。

(1) 本事業以外に、国や他の地方公共団体、本町の助成制度からの補助金等が交付される場合は、その補助に係る部分の経費

(2) 造成、外構、車庫、附属建物等の改修工事費（附属建物等を居住の用に供する場合を除く。）

(3) 移動又は取り外しが容易な機器又は家具等の購入費及び設置工事費

(4) 店舗兼住宅における居住部分以外の工事費（当該工事費は居住部分と店舗部分の床面積を按分して算出するものとする。）

(5) 新築又は改修を伴わない住宅の解体工事費

(6) 太陽光発電設備の設置工事費

(7) 合併処理浄化槽の設置工事費

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとしたもの

（加算措置）

**第5条** 補助対象者が移住者で、子育て世帯に該当する場合は、別表第1で得られた補助金の額に次の金額を加算するものとする。ただし、加算後の補助金額が補助対象経費を上回る場合は、補助対象経費を交付限度額とする。

(1) 中学校修了前の同居する子が1人以下の場合 10万円

(2) 中学校修了前の同居する子が2人以上いる場合 20万円

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をするものとし、別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第7条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当と認めるときは、規則第6条第1項の規定により申請者に通知する。

2 町長は前項の決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(申請事項の変更等)

**第8条** 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第5条第2号の規定により町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更にあつては、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による変更等申請を承認することが適当と認めるときは、日之影町移住者居住支援事業補助金交付決定変更等通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

**第9条** 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条の規定により、別表第3に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第10条** 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、書類を審査し、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、規則第14条の規定により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第11条** 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、規則第16条の規定により速やかに町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

**第12条** 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第13条** 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助の決定の内容又はこれに附した条件に違反する行為があったとき。

- (2) 補助対象事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (4) 補助対象事業の遂行ができないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- (6) その他、町長が相当と認める事由があるとき。

(補助金の返還)

**第14条** 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた日から5年以内（以下「定住期間5年以内」という。）に対象住宅を譲渡、転売、賃貸又は取り壊したとき。

(2) 定住期間5年以内に補助対象者が転出又は生活の本拠地を町外に移したとき。

2 前項の規定に該当するときは、補助対象者は、次表の左欄に掲げる期間に応じ同表右欄に掲げる額を返還しなければならない。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

定住期間	返還する額
1年未満	補助額の全部
1年以上2年未満	補助額の5分の4
2年以上3年未満	補助額の5分の3
3年以上4年未満	補助額の5分の2
4年以上5年以内	補助額の5分の1

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 空き家購入補助	移住者	生活の拠点として使用する空き家の購入費（土地を含む）。登記手数料等は対象外	補助対象経費の3分の2以内	80万円
(2) 住宅新築補助	移住者	生活の拠点として使用する住宅を新たに建設又は同居するため住宅を新たに建設するための費用	補助対象経費の10分の1以内	100万円
(3) 空き家改修補助	移住者又は所有者等	居住部分に係る機能回復又は設備改善等のために必要な改修工事で、対象工事費が30万円以上であるもの	補助対象経費の3分の2以内	80万円
(4) 既存住宅改修補助	移住者又は所有者等	新たに同居するため居住部分に係る機能回復又は設備改善等のために必要な改修工事で、対象工事費が30万円以上であるもの	補助対象経費の2分の1以内	50万円
(5) 家財道具等処分補助	移住者又は所有者等	空き家とその敷地内に残存する家財道具等の撤去・処分及び清掃並びに庭木の剪定、伐採、除草作業等を業者に委託した際の費用	補助対象経費の3分の2以内	15万円
(6) 移住奨励金	移住者		同一世帯1件につき	10万円
(7) 子育て世帯応援移住奨励金	子育て世帯の移住者		同居する子（妊娠中も含む）1人につき10万円	50万円

## 備考

- 1 事業区分(1)及び(3)を併用して補助する場合は、1物件あたり(1)と(3)を合わせて80万円を限度とする。
- 2 各事業区分の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 事業区分(2)から(5)で、町内業者以外の者が施工する場合の補助金の額は、上表で得られる補助金の額に4分の3を乗じて得た額とする。
- 4 事業区分(5)は、空き家情報バンクに登録された物件（当該事業を行う際に新たに空き家情報バンクに登録する物件を含む。）を対象とする。

- 5 事業区分(6)は、事業区分(1)から(4)及び(7)のいずれも該当とならない移住者を対象とする。ただし、住宅を賃借する場合に限る。
- 6 事業区分(7)は、事業区分(1)から(4)及び(6)のいずれも該当とならない移住者を対象とする。
- 7 事業区分(1)又は(3)において、移住者が5年以上定住せずに空き家となった場合は、この事業の補助金の交付日から起算して5年が経過するまでの間、移住促進のために活用され、他の目的では使用できないものとする。

**別表第2**（第6条関係）

事業区分	添付書類
各事業共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書（別記様式第1号）※事業区分(6)(7)は不要</li> <li>・世帯概要書（別記様式第2号）</li> <li>・収支予算書（別記様式第3号）※事業区分(6)(7)は不要</li> <li>・誓約書（別記様式第4号）※申請者が移住者の場合</li> <li>・誓約書（別記様式第5号）※申請者が所有者等の場合</li> <li>・申請者（世帯員含む）の住所地の市区町村住民税完納証明書</li> <li>・申請者（世帯員含む）の住所地の住民票の写し</li> </ul>
(1) 空き家購入補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書の写し</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(2) 住宅新築補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築工事に係る見積書の写し</li> <li>・新築工事の対象となる住宅の平面図及び立面図</li> <li>・建設地の全景写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(3) 空き家改修補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買又は賃貸借契約書の写し</li> <li>・賃貸にあつては、所有者等の承諾書（別記様式第6号）</li> <li>・改修工事に係る見積書の写し</li> <li>・改修工事の対象となる住宅の平面図及び現況写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(4) 既存住宅等改修補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産課税台帳の写し又は建物の登記事項証明書の写し</li> <li>・改修工事に係る見積書の写し</li> <li>・改修工事の対象となる住宅の平面図及び現況写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(5) 家財道具等処分補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買又は賃貸借契約書の写し（契約締結が完了している場合）</li> <li>・賃貸にあつては、所有者等の承諾書（別記様式第6号）</li> <li>・家財道具等処分に係る見積書の写し</li> <li>・家財道具等処分前の現況写真</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(6) 移住奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の住民票の写し</li> <li>・建物賃貸借契約書の写し</li> </ul>
(7) 子育て世帯応援移住奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員分の本町の住民票の写し</li> </ul>

**別表第3**（第9条関係）

事業区分	添付書類
各事業共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績書（別記様式第8号）</li> <li>・収支決算書（別記様式第9号）</li> <li>・本町の住民票の写し（移住者の場合）</li> </ul> ※補助金交付申請時に提出された場合は不要
(1) 空き家購入補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記事項証明書の写し</li> <li>・購入後の領収書の写し</li> <li>・購入の対象となった住宅等の写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(2) 住宅新築補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記事項証明書の写し</li> <li>・新築工事に係る領収書又は請求書の写し</li> <li>・新築工事の対象となった住宅の完成写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(3) 空き家改修補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事に係る領収書又は請求書の写し</li> <li>・改修工事の対象となった住宅の施工後の写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(4) 既存住宅等改修補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事に係る領収書又は請求書の写し</li> <li>・改修工事の対象となった住宅の施工後の写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
(5) 家財道具等処分補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家財道具等処分に係る領収書又は請求書の写し</li> <li>・家財道具等処分後の状況がわかる写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>